

聖霊こども園重要事項説明書

令和6年4月1日

特定教育・保育の提供の開始にあたり、聖霊こども園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人聖霊病院
所 在 地	金沢市長町1-5-43
電 話 番 号	076-231-1295
代表者氏名	理事長 内海 眞

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	聖霊こども園
施 設 の 所 在 地	金沢市長町1-5-43
連 絡 先	電話番号 076-263-5906、5907 FAX 076-263-5906
管 理 者	園長 森田 隆
対 象 児 童	保育を必要としない満3歳以上の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳以上の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 保育を必要とする満3歳未満の子ども（以下「3号認定子ども」という。）
利 用 定 員	1号認定子ども 15人 2号認定子ども 60人 3号認定子ども（満1歳以上満3歳未満） 40人 3号認定子ども（満1歳未満） 20人
開 設 年 月 日	昭和29年4月1日

3 こども園の目的・運営方針

聖霊こども園（以下「本園」という。）は、以下の運営方針に基づき、小学校就学前子どもへの特定教育・保育、子育て支援を行うことを目的とします。

- (1) 本園は、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 本園は、カトリック精神を基盤として、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏ま

え、教育と保育を一体的に行います。

- (3) 本園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力ある教育・保育活動を進め、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めます。
- (4) 本園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行います。

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,418.31m ²
	園庭	746.0m ²
園舎	構造	鉄骨造3階建て
	延べ面積	1,493.19m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	ひやしんす組(1歳未満児クラス)
ほふく室	2室	ちゅうりっぷ組(満1歳児クラス)
保育室	5室	たんぽぽ組(満2歳児クラス)、すみれ組(満3歳児クラス)、ばら組(満4歳児クラス)、ゆり組(満5歳児クラス)、一時保育室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 職員の配置状況(4月1日現在)

職種	員数:人	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
副主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	28	12	15	子どもの数により変動します。
看護師	3		3	体調不良児保育担当、0歳児
栄養士	3	2	1	
調理員	1	1		
事務員	1		1	
学校医、学校歯科医 学校薬剤師	各1		各1名	
その他	2		2	

本園では、「金沢市就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月9日金沢市条例第45号）」の定める基準を遵守し、特定教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<主な職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～16：30）
副園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
主幹、副主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
保育教諭	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：45～16：30）
調理員	正規の勤務時間帯（7：45～16：30）

※ 本園は、7時～20時まで開園しています。このためローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 開園日・開園時間及び休園日

(1) 1号認定の子ども

開園日	開園時間	提供時間	預かり保育	休園日
月曜日 ～ 金曜日	8時30分 ～ 14時00分	8時30分 ～ 14時00分	14時00分 ～ 16時30分	土曜日・日曜日・祝日 夏季休園 8月10日～8月20日 冬季休園 12月26日～1月5日

(2) 2号認定の子ども・3号認定の子ども

開園日	開園時間	提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日 ～ 土曜日	7時00分 ～ 18時00分	保育標準時間 7時00分 ～ 18時00分	18時00分 ～ 20時00分	日曜日・祝日 12月29日～1月3日
		保育短時間 8時30分 ～ 16時30分	7時00分 ～ 8時30分 16時30分 ～ 20時00分	

※ 非常災害や感染症蔓延時その他急迫の事情があるときは、臨時に特定教育・保育を行わないことがあります。

7 提供する特定教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づく、特定教育・保育の提供を適切に行います。

(1) 発達の連続性を考慮した特定教育・保育の提供

0 歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達を考慮した特定教育・保育を提供します。

(2) 様々な年齢の園児の発達の特性に応じたに特定教育・保育の提供

満 3 歳未満の子供については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満 3 歳以上の子供については、同一学年の園児で編成される学級と異年齢による子どもで編成される学級の組み合わせによる集団生活の中で、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して、発達を促す経験が得られるようにします。

(3) モンテッソリー幼児教育

「自分でできるよ！」が園児の自立を育てます。モンテッソリー教育では、個人の興味に合わせた作業を自分で選んで取り組んでいます。基本的な生活態度、また感覚器官を練磨し、思考や概念を習得していく中で、集中力・観察力・持続力・応用力が養われ、自分で学んでいく力を身に付けます。

(4) キリスト教保育

金沢市の指定文化財である聖堂にて、キリスト教カトリックの精神に基づき、マリア祭、七五三、クリスマス会、修了式などの行事を行います。

(5) 体育教室・リトミック教室

3 歳から 5 歳の園児について、体育教室、リトミック教室の特別教育を行います。

(6) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年 齢	午前間食	昼 食	午後間食	備 考
0 歳	9 時頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳	9 時 15 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
2 歳	9 時 15 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
3 歳	—	12 時頃	15 時頃	副食のみ
4 歳	—	12 時頃	15 時頃	副食のみ
5 歳	—	12 時頃	15 時頃	副食のみ

※ 献立表は、毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーがあれば、ご相談ください。

(7) 統合保育

(8) 一時預かり保育、預かり保育（1 号認定のこども）

- (9) 年末保育
- (10) 遠足、運動会等の行事
- (11) 体調不良児保育 保育中に微熱を出すなど体調不良となった子どもが、症状が軽く症状の急変などの危険性が認められない場合は、保護者が迎えに来られるまで看護師が医務室等で保育します。

8 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担額
教育・保育給付認定をした市町村が定める基本保育料をお支払いいただきます。
- (2) 特定負担額（上乗せ徴収）
（1）に掲げる基本保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。
- (3) 保育の提供に要する費用（実費徴収）
（1）に掲げる基本保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

9 利用料金の支払い方法

以下の中から、ご希望の支払い方法を選んでください。

- (1) 口座振替払い（この方法を園では推奨します。）
- (2) 現金払い（支払期限：毎月5日。事務室までお願いします。）

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1、2号認定こどもが小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 2、3号認定こどもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき。
- (4) 利用者負担額の支払いが3カ月以上遅延し、園からの相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 学校医等

本園は、以下の医療機関等と契約を締結しています。

- (1) 小児科

医療機関の名称	金沢聖霊総合病院小児科
医師名	梅 暁子
所在地	金沢市長町1-5-30
電話番号	076-231-1295

(2) 歯科

医療機関の名称	白尾歯科医院
歯科医師名	白尾 秀人
所在地	金沢市南町3-32
電話番号	076-231-1668

(3) 薬剤師

医療機関の名称	山崎医療
薬剤師名	山崎 浩一
所在地	金沢市長町1-5-30
電話番号	076-263-6528

1.2 緊急時の対応

本園には、緊急対応のため「ゆめねっと」配信システムがありますので、必ず登録をお願いします。

また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を優先させ、本園が指定する医療機関で、しかるべき治療等の対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

保護者の方がご記入ください。(別途ご提出いただきます。)

子どものかかりつけ医療機関	医療機関名	
	診療科	
	主治医	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先①	住所	
	電話番号	
	氏名	
	続柄	
緊急連絡先②	住所	
	電話番号	
	氏名	
	続柄	

1 3 虐待の防止

本園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制を整備するとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 副園長 米永 敦子 *担当者が不在の場合は、本園職員まで申し出ください。	
	・ご利用時間 9：00～ 17：45	
	・電話番号 076-263-5906 F A X 076-263-5906	
第三者委員	清水 弘	電話番号 076-249-3973
	小篠 勉	電話番号 076-231-6108

※ 上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める施設防災計画等により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常用電源 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 ・誘導灯 ・非常警報装置
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

なお、地震等災害発生時に対応するため、別途「緊急時連絡・引渡カード」を常備しますので、ご記入下さい。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

(1) 災害共済給付

保険の種類	災害共済給付
保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険金額	死亡見舞金2,800万円、1,400万円 障害見舞金3,770万円～82万円 医療費・医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10

*共済掛金は、本園と保護者で負担します。子ども1人当たり年額200円の保護者負担が必要です。

(2) 賠償責任保険

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険会社	全国社会福祉協議会、日本保育協会
保険金額	対人 一事故14億円、対物 100万円～2000万円

17 本園におけるその他の留意事項

喫煙	本園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は ご遠慮ください。

本園における特定教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園 名： 聖霊こども園
説明者職名： 園 長 氏名 森田 隆

私は、本書面に基づいて聖霊こども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：
子どもの氏名：

保護者氏名： 印
子どもから見た続柄：

「別 表」

1 特定負担額（上乘せ徴収）

項 目	内容，負担を求める理由及び目的	金 額
体育教室に係る費用	1、2号認定の子どもの講師謝礼	月額 620円
リトミック教室に係る費用	1、2号認定の子どもの講師謝礼	月額 660円
国際理解教室に係る費用	1、2号認定の子どもの講師謝礼	月額 660円

*園児の人数の増減によって、金額が変更になる場合があります。

2 特定教育・保育の提供に要する実費（実費徴収）

項 目	内容，負担を求める理由及び目的	金 額
保育用品、絵本代	運動服、カバン、エプロン、絵本代アルバム代等	個人により金額は異なります。
園外活動に係る費用	バス遠足、芋掘り遠足、観劇等	年額 2歳児 500円 3歳児 2,300円 4歳児 2,300円 5歳児 6,500円 *目的地や参加者数の変更等により、金額が変わることがあります。
保護者会費	保護者会の活動に係る費用	月額 3歳未満児 400円 3歳以上児 600円
給食費	1号認定の子どもにかかる給食費 保育認定（3歳以上児クラス）の子どもにかかる給食費	月額 4,000円 月額 4,500円

副食費は次の場合減額します。

・病気などにより、月の半分以上欠席となった場合は半額、月のすべて欠席となった場合は全額減額します。

3 延長保育の料金 (2, 3号認定1人当たりの日額)

(1) 保育標準時間認定の子ども

延長時間	金額
18時を超え19時まで	200円
19時を超え20時まで	300円

(2) 保育短時間認定の子ども

延長時間	金額
7時から8時まで	100円
16時30分を超え18時まで	100円
18時を超え19時まで	200円
19時を超え20時まで	300円

*18時を超えた場合は、おやつ代が含まれています。

4 預かり保育の料金 (1号認定1人当たりの日額)

延長時間	金額
14時30分を超え15時30分まで	200円
15時30分を超え16時30分まで	300円

*料金にはおやつ代100円が含まれています。

*土曜日並びに休業日に特に保育を希望する場合は、次項に定める一時預かり保育の料金を適用します。

5 一時預かり保育の料金

- (1) 1時間当たり350円
- (2) 給食費300円、おやつ代1回100円

6 年末保育の料金 (子ども1人当たりの日額) 年齢は毎年4月1日現在

- (1) 3歳未満の子ども 1,700円
- (2) 3歳以上の子ども 1,100円

個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。

(なお、ホームページ及び園だよりに、園内外の活動を紹介する場合において、顔が判別できる写真を掲載することを希望しない場合は、お申し出ください。)

聖霊こども園

園長 森田 隆 あて

年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

園児から見た続柄：

印